

施設管理者のみなさまへ

受動喫煙対策について

「健康増進法」及び「兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例」の改正により
令和2年4月から受動喫煙対策が強化されました

経営者および施設管理者のみなさまは、利用者（従業員も含みます）が
受動喫煙による健康への影響を受けないよう、受動喫煙防止対策をお願いします。
※喫煙には、加熱式たばこも含まれます。（IQOS、PloomTECH、glo等）

- ① 禁煙エリアで喫煙している方へ
喫煙を中止するよう
呼びかけてください。



- ② 喫煙室を設ける場合、
裏面の設置要件を守って
ください。



- ③ 喫煙区域に、
20歳未満・妊娠中の方を
立ち入らせないでください。



施設ごとに以下のご対応をお願いします

条例の対象となる施設の区分	規制内容
物品販売業、金融機関、宿泊施設、理容所・美容所、図書館、映画館、社会福祉施設など、多数の人が利用する施設	建物内の禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
飲食店 ※ 別途、飲食店向けリーフレットをご覧ください。	建物内の禁煙 ※ 喫煙室設置は可能（飲食不可） ただし、既存小規模飲食店（注）に該当する場合は、 飲食も可能な喫煙店舗とすることが可能
マージャン店、パチンコ店等風営法に準拠する施設	建物内の禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
事務所（職場）	建物内の禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、都市公園など	建物内および屋外敷地のすべてを禁煙 ※ 建物内に喫煙室を、屋外敷地に 屋外喫煙所を、それぞれ設置可能
公共交通機関の乗降、待合などの施設	建物内（屋外プラットホーム含む）の禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
旅客の運送の用に供する列車・船舶	乗物内の禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
旅客の運送の用に供する自動車等、航空機	乗物内の禁煙

- 複合施設の場合、各施設が明確に区別されている場合は、それぞれ別の施設として取扱います。
- 居住空間（店舗の自宅部分等）については、条例の規制は及びません。

注
既存小規模飲食店とは、
次の3つ全てを満たす
飲食店です。

- ① 令和2年4月1日時点で営業している店舗である。
- ② 中小企業基本法における定義などから資本金5,000万円以下である。
（一の大規模会社が発行済株式の総数の2分の1以上を有する場合などを除く。）
- ③ 客席面積が、100㎡以下である



屋外においても、建物の出入口付近、歩道沿い、バス・タクシー乗り場など、人通りが多い場所や、人が集まる場所については、吸殻入れを設置しないなど受動喫煙防止対策を行ってください。

具体的な場所の例 近くを通る人がたばこの煙を避けることができない以下のような場所です。

- 飲食店やコンビニエンスストアの敷地のうち、入口付近や歩道に面した場所
- 駐車場の出入口付近など、利用者が必ず通行する場所

施設利用者が受動喫煙を受けないよう対応をお願いします。

施設管理者および喫煙者が条例の内容に違反した場合は、健康局による繰り返しの指導によっても改善が見られない場合に、罰則（過料）が適用されることがあります。







喫煙室の構造要件

要件を満たした喫煙室のイメージ



標識について ※健康局で配布しています。

<p>1</p> <h3>禁煙</h3> <p>禁煙施設の入口に掲示</p> 	<p>2</p> <h3>喫煙区域</h3> <p>喫煙室の入口に掲示</p> 
<p>3</p> <h3>喫煙区域あり</h3> <p>喫煙室がある施設の入口に掲示</p> 	<p>4</p> <h3>喫煙可能</h3> <p>建物内を全面喫煙可とする既存小規模飲食店、喫煙目的施設(※)の入口に掲示</p> <p>※ 喫煙目的施設とは、公衆喫煙所・喫煙を主目的とするバーやスナック・店内で喫煙可能なたばこ販売店など</p> 

受動喫煙対策を行う際の支援として、各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度があります。詳しくは国のホームページをご確認ください。

財政支援 受動喫煙防止対策助成金
 税制措置 特別償却または税額控除制度

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/support/>

神戸市HP 受動喫煙の防止について もご覧ください

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/health/promotion/tobacco/index.html>



受動喫煙防止対策に関するお問合せ先

神戸市健康局健康企画課

TEL 078-322-5077 FAX 078-322-6053